

利用料金の重要なお知らせ

中野区立総合体育館のお支払い休止期間・お支払い期限の変更について (対象：令和6年1月～3月の期間内に予約された、利用日時が7月以降の予約分)

区有施設使用料改定に伴い、中野区立総合体育館の団体利用について、令和6年1月～3月の期間内に予約された利用日時が7月以降の予約分を対象に、お支払い期間の変更が生じます。
お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願いいたします。

1 対象施設

中野区立総合体育館 の 団体利用

※中野区立平和の森公園の利用については本対象ではありません。
従来の支払い期間に変更は生じません。従来どおりお支払いください。

2 対象予約

下記、(1)と(2)の両方を満たす予約です。

- (1) 予約した時期が「 令和6年1月～3月の期間内 」であること
かつ
(2) 利用する日時が「 令和6年7月以降 」であること

※令和5年12月下旬からお申し込みいただく令和6年7月抽選申込分から対象となります。

3 お支払い休止期間

「 令和6年1月～3月 」の期間中のみ

4 お支払い期間の変更

「 令和6年4月1日～4月28日の期間内 」にお支払いください

この期間中にお支払いが無かった場合は、予約が取り消しになります

※令和6年1月から3月の期間中はお支払いはできません。

5 まとめ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	～
予約した時期	1月～3月の期間内							
利用する日時							7月以降	
お支払い休止期間	1月～3月の期間中のみ							
お支払い期間				1日～28日				

お支払い金額をお知りになりたい場合は、総合体育館 (03-5860-0024) へお問い合わせください。

6 Q&A

1

(1) お支払い期間の変更が生じるのはなぜですか？

- 区有施設使用料改定に伴い、利用する日時が令和6年7月以降についての予約分から新料金が適用されます。
- 令和6年1月～3月の期間中に中野区施設予約システムへの新料金の反映作業が行われます。この期間中は、システム上ではまだ現行料金しか表示されません。
- そのため、令和6年1月～3月の期間中に、利用する日時が令和6年7月以降についての予約をした場合、新料金が適用されるにもかかわらず、システム画面では現行料金が表示されます。
- 以上のことから、適用される料金（新料金）とシステムで表示される料金（現行料金）が一致せず、料金のお支払い手続きにおいて大変な混乱が予想されます。
- つきましては、令和6年1月～3月の期間中はお支払いを休止し、令和6年4月1日～28日の期間にお支払いいただくこととしました。
- 対象は1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみです。その他の予約については、変更はございませんので通常どおりのお支払い期限までにお支払いください。

(2) 中野区立総合体育館を利用します。予約した時期は「 令和6年1月～3月の期間内 」ですが、利用する日時は「 利用日時が令和6年6月以前 」です。この場合、お支払い期間の変更は生じますか？

- この場合は、お支払い期間の変更は生じません。
- 通常のお支払い期限どおりお支払いください。
- お支払い期間の変更が生じる対象は、1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	～
予約した時期	1月～3月の期間内							
利用する日時	6月以前							
お支払い休止期間	お支払い休止期間は生じません。							
お支払い期間	通常のお支払い期限までにお支払いください。							

(3) 中野区立総合体育館を利用します。利用する日時は「 利用日時が令和6年7月以降 」ですが、予約した時期は「 令和6年1月～3月の期間外 」です。この場合、お支払い期間の変更が生じますか？

- この場合は、お支払い期間の変更は生じません。
- 通常のお支払い期限までにお支払いください。
- お支払い期間の変更が生じる対象は、1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	～
予約した時期				1月～3月の期間外				
利用する日時							7月以降	
お支払い休止期間	お支払い休止期間は生じません。							
お支払い期間	通常のお支払い期限までにお支払いください。							

(4) お支払い休止期間の1月～3月中は、一切の支払いができなくなるということですか？

➤ 施設の窓口は通常どおり開いています。

1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみ、1月～3月の期間中お支払いいただけます、4月1日～28日の期間内にお支払いいただくようお願いします。

(5) 平和の森公園を利用する場合も、お支払い期間の変更は生じますか？

➤ 平和の森公園を利用する場合は、お支払い期間の変更は生じません。

➤ お支払い期間の変更が生じる対象は、1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみです。

(6) 総合体育館を個人利用する場合も、お支払い期間の変更は生じますか？

➤ 個人利用の場合は、お支払い期間の変更は生じません。

➤ お支払い期間の変更が生じる対象は、1ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約のみです。

(7) 1ページ目の「1 対象施設」と「2 対象予約」を全て満たしていますが、抽選によって予約した場合でも、先着によって予約した場合でも、お支払い期間の変更は生じますか？

➤ 「1 対象施設」と「2 対象予約」を全て満たしている場合、抽選によって予約された場合でも先着によって予約した場合でも、お支払い期間の変更は生じます。

(8) 中野区施設予約システムにはいつから新料金が表示されますか？

➤ 予約した時期と利用する日時によって下記のとおり異なります。

① 予約した時期：「 令和6年1月～3月の期間内 」

利用する日時：「 利用日時が令和6年7月以降 」

→ 4月以降順次、新料金を表示する予定です。

② 予約した時期：「 4月以降 」

利用する日時：「 利用日時が令和6年7月以降 」

→ 新料金が表示されます。表示されている金額のとおりお支払いください。

③ 予約した時期：「 令和6年1月～3月の期間内 」

利用する日時：「 利用日時が令和6年6月以前 」

→ 表示されている金額のとおりお支払いください。

お支払い金額をお知りになりたい場合は、総合体育館 (03-5860-0024) へお問い合わせください。

(9) 1 ページ目の「1 対象施設」、「2 対象予約」の全てを満たす予約を先着申し込みにより予約をしました。

この場合、1 ページ目の「4 支払い期間の変更」のとおり、お支払い期間の変更が生じる対象となるはずですが、中野区施設予約システム上の「支払期日」は申し込みから14日後の日付が表示されています。

どちらの案内に従い支払いを行えばよいのでしょうか？

- 先着申し込みの場合に限り、中野区施設予約システム上の「支払期日」はシステムの都合上、「申し込みから14日後」の日付が自動表示されます。
- 一方、ご認識のとおり、当該予約は1 ページ目の「4 支払い期間の変更」のとおり、お支払い期間の変更が生じる対象です。
- そのため、自動表示される「申し込みから14日後」の「支払期日」を、毎日夜間に「4月28日」と表示されるよう更新いたします。
- つきましては、先着申し込みされた場合、申し込み日の当日中は「支払期日」に「申し込みから14日後」の日付が表示されますが、夜間に更新され、翌日には「4月28日」の表示に切り替わります。お支払いは1 ページ目の「4 支払い期間の変更」に記載の期間中にお支払いいただくようお願いいたします。